

入札制度等の改正概要について（案）

令和 4 年 2 月 福島県入札監理課

総合評価方式の改正

1 評価項目の見直しについて 【工事関係】

(1) 「工事成績評価」の評価区分の見直し

「工事成績評価」の評価区分は 80 点以上の工事成績を同一に評価していますが、「80 点以上 85 点未満」と「85 点以上」に評価を分けることにより、品質と技術力の向上を促進します。

企業の工事成績評価	改正後（令和 4 年 4 月以降）		現行（令和 4 年 3 月まで）	
	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型
85 点以上	1.0 点	1.5 点	—	—
80 点以上 85 点未満	0.75 点	1.25 点	1.0 点	1.5 点
75 点以上 80 点未満	0.5 点	1.0 点	0.5 点	1.0 点

(2) 企業の評価対象期間の見直し（建築、電気設備、暖冷房衛生設備）

建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事は、一般土木工事や舗装工事に比べて、工事件数が少なく工事实績の加点に差が生じやすい状況にあります。企業の技術力における「施工能力」の評価対象期間を 10 年から 15 年に延長することにより、施工能力を備えた企業の受注機会を拡大します。

企業の技術力 施工能力	改正後（令和 4 年 4 月以降）		現行（令和 4 年 3 月まで）	
	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型
過去 5 年以内の実績	1.0 点	2.0 点	1.0 点	2.0 点
過去 5 年を超え 10 年以内の実績		1.5 点		1.5 点
過去 10 年を超え 15 年以内の実績	1.0 点 ※	0.5 点	—	0.5 点

※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事を対象とします。

(3) 配置予定技術者の評価対象期間の見直し（建築、電気設備、暖冷房衛生設備）

建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事は、一般土木工事や舗装工事に比べて、工事件数が少なく工事実績の加点に差が生じやすい状況にあります。配置予定技術者における「施工能力」の評価対象期間を10年から15年に延長することにより、施工能力を備えた企業の受注機会を拡大します。

配置予定技術者の 技術力の施工能力	改正後（令和4年4月以降）		現行（令和4年3月まで）	
	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型
過去10年以内の実績	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点
<u>過去10年を超え</u> ※ <u>15年以内の実績</u>	<u>1.0点</u>	<u>0.5点</u>	—	—

※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事を対象とします。

2 「入札参加者の所在地」の見直しについて 【工事関係】

(1) 「入札参加者の所在地」の配点の見直し

「入札参加者の所在地」の評価について、県民の安全・安心を守る支店である準本店を本店と同等に評価していました。下記のとおり本店と準本店に差を設けることにより、地元企業の受注機会の確保に配慮します。

「入札参加者の所在地」		改正後（令和4年4月以降）			現行（令和4年3月まで）			
地域要件		上位点	中位点	下位点	上位点	中位点	下位点	
対象 範囲	管内	同一市町村 内	同一土木 事務所管内	—	同一市町村 内	同一土木 事務所管内	—	
	隣接3管内			同一建設 事務所管内			同一建設 事務所管内	
	県内			県内			県内	
	全国							
配 点	標準型 簡易型 特別簡易型 復旧型	本店	<u>5.0点</u>	<u>3.0点</u>	<u>2.0点</u>	4.0点	2.5点	1.0点
		準本店	4.0点	<u>2.0点</u>	1.0点	3.0点	1.5点	0.5点
		支店等	3.0点	1.5点	0.5点	3.0点	1.5点	0.5点
	地域密着型	本店	<u>6.0点</u>	<u>3.0点</u>	—	5.5点	2.5点	—
		準本店	<u>5.0点</u>	2.5点	—	3.0点	1.5点	—
		支店等	3.0点	1.5点	—	3.0点	1.5点	—

(2) 支店等の要件の見直し

「入札参加者の所在地」について、委任あり支店等及び委任なし支店等（以下「支店等」という。）の要件を下記のとおり3年を経過している者にするることにより、地域に根ざした支店等を適切に評価します。

○「入札参加者の所在地」を評価する支店等は、基準日（開札日）時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している者を対象とする。

○ただし、企業合併により支店等になった場合はこの限りでない。

3 除雪・維持補修業務の規定について

(1) 対象施設と業務内容の明確化

「除雪・維持補修業務」の履行実績は、不特定多数の人が利用する公共施設に対して国・県・市町村の除雪・維持補修業務の実績のある者を評価するとしています。

対象施設と業務内容を明確にすることにより、県民の安全・安心を担う企業を適切に評価することとします。

また、準本店の要件及び地域の守り手育成型方式の資格要件である除雪・維持補修業務の規定についても同様とします。

除雪・維持補修業務の対象施設と業務内容（令和4年4月以降）

【対象施設】

国、県、市町村が管理し、以下の①～③に該当する施設。

①不特定多数の人が利用する公共施設

（例：道路、水道施設、行政庁舎・警察庁舎、公園等）

②県民の安全・安心を確保する施設

（例：河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設等）

③その他公共の用に供する施設（例：学校、公営住宅等）

※職員公舎や資材倉庫など直接県民の安全・安心に関わらない施設は対象外とする。

【業務内容】

①除雪業務

冬期間を通じて、国、県、市町村と除雪又は融雪剤散布の契約をした者。

②維持補修業務

年間を通じて、国、県、市町村と維持補修の契約をした者又は、自然災害や水道管破裂など突発的な事象に対して緊急対応を行った者。

4 提出様式の見直しについて 【委託業務関係】

入札参加者の負担軽減を図るため、委託業務番号、委託業務名、会社名等の記載漏れの防止や工程表作成の効率化を図るため、技術提案書等の各様式を word から excel へ変更します。

対象様式：様式第 1 号、様式第 6 号～第 9 号

5 適用年月日【総合評価方式の改正】

令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告する案件から適用します。

電子入札の改正

1 電子入札における入札書提出期間の拡大について

入札参加者の利便性向上のため、電子入札における入札書提出期間を 2 日間とします。ただし、最終日の受付時間は午後 3 時までとします。

2 適用年月日

令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告する案件から適用します。

測量等委託業務公募型プロポーザル方式の改正

1 試行要領の本格運用について

(1) 試行要領の本格運用

測量等委託業務公募型プロポーザル方式は、平成 21 年度に試行要領を制定後 13 年が経過し不具合なく全庁的に浸透しています。今年度検討している「福島県プロポーザル方式・コンペ方式（測量等以外）実施要領（案）」との整合を図るとともに、設計・施工一括発注方式の規定を新たに加え、本要領を本格運用します。

(2) 測量等以外の公募型プロポーザル方式実施要領との整合

- ①審査委員会の委員には当該業務に求められる専門知識と経験を有する学識経験者や他部局の職員等を含めるものとする。
- ②提出された技術提案書が審査基準を満たさない場合は、選定しないことができる。

(3) 設計・施工一括発注方式の規定

○設計と施工を一括で発注する「設計・施工一括発注方式」を公募型プロポーザル方式で実施する場合は、測量等委託業務公募型プロポーザル方式に準じて実施するものとする。

2 適用年月日

令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告する案件から適用します。

工事等入札参加資格審査

1 工事等入札参加資格審査の見直し

工事等入札参加資格審査における主観的事項の評価項目について、社会的要請に答え、社会貢献の分野を評価する観点から、再犯防止を支える「協力雇用主」を追加します。

「協力雇用主」については、協力雇用主制度において事業者登録しており、協力雇用主として保護観察対象者等の雇用を行った場合に評価します。

協力雇用主の雇用実績	
1) 評価基準	保護観察対象者等の雇用を行った場合
2) 配点	最大 20 点（1 人雇用 5 点、4 人まで評価）

2 適用年月日

令和 5・6 年度の工事等入札参加資格審査から適用します。